

## 15 国産化

外国製品を我が国で製造することを国産化といい、大蔵大臣及び事業所管大臣(航空機は通産大臣)の認可をえて、外国企業と技術導入契約を結び、工業所有権、ノウハウ等の使用料、提供料、を支払って(144頁参照)、外国企業が製造する製品を我が国の企業が製造することで、この国産化の採否の決定は海幕長が行い、国産化の方針及び基準等は「航空機用機器等の国産化に関する業務実施要領について(通達)」(海幕航第3504号45.7.9)に定められている。

国産化をするためには相手方製造会社にライセンス料、ロイヤリティ料を支払うので、国産化の製品は輸入製品より割高になるが、これは有事の際輸入ができなくなった場合のことで及び我が国の工業技術水準を高めるための過程として行なっている。

### (1) 適用範囲

既に輸入している航空機用機体、エンジン関係機器、搭載電子機器、武器及び同部品(以下「機器等」)の国産化及び代替機器等の国内開発による国産化について適用する。

国産化は相手方の製造会社との交渉によってその範囲がきまるものであるが、その内容範囲について予算的、期間的、技術的の制約の関係から発注者(航空機課)と協議する必要がある。

国産化のためには治工具等の生産設備、試験器材等の新設並びに製品の認定検査、初回試験等の費用のほかにライセンス料、ロイヤリティ料が製品の価格に含まれるので、国産化の採用にあたっては費用対効果と技術的効用を考慮して採否をきめる必要がある。

### (2) 国産化の方針

国産化が技術的に可能なものは次項の「国産化の基準」に従って国産化を推進するが、特に次のものについては優先考慮する。

- ア 当該機器等の輸入が国外調達源から見て不安定であるか、又はそれが予想される場合。
- イ 当該機器の需要が長期間にわたって相当数見込まれ、国産化によって整備、補給上円滑な運用に極めて有利であると判断される場合。
- ウ 当該機器等の国産化により新規機器等の将来の開発への好影響が考えられ、整備、補給上効率的であると判断される場合。
- エ 機器等の修理実施上当該子部品の国産化により、その円滑が期待でき当該機器等の補給上効率的であると判断される場合。

### (3) 国産化の基準

機器等の輸入が国外調達源から見て不安定であるか又はそれが予想される場合を除き、原則として次を基準として国産化をはかるものとする。

- ア 国産化率をおおむね価格比で50%以上とし、当該機器等の国産化による技術メリット(中核部位の国産化等)及び維持整備に対するメリット等を十分に満足するものであること。ただし国産化開始後原則として1カ年以内にその見通のある場合を含み、又は特殊の条件がある場合はそのつどの検討によるものとする。

- イ 国産化価格(割掛費を除く)の目標を輸入価格又は類似品等の輸入価格以下とする。

割掛費については国産化要求度の強弱等に応じ各品目ごとに検討して決定する。

- ウ 機器等の輸入が国外調達源から見て不安定であるか又はそれが予想される場合は状況、緊急度等によりそのつど検討する。

### (4) 会社選定の基準

国産化を担当する会社の選定基準は次による。

- ア 当該機器等が次に該当する場合はそれぞれの法令に基づく認可又は許可を受けている会社であること。
  - a 航空機製造事業法に基づき認可を要する品目
  - b 武器等製造法に基づき認可を要する品目
  - c 国産化のために必要な技術提携について「外国為替及び外国貿易管理法」に基づき認可又は許可を要する品目
- イ 当該機器等の類似品をすべて開発又は製造した経験を有し、又は当該国産に必要な技術及び設備を有するか又は小規模の新規投資によりその充足が可能であつて十分に品質を確保する能力を有する会社であること。
- ウ 当該機器等の国産化に要求期限がある場合、所要の要求に十分応じうる能力を有する会社であること。
- エ 当該機器等の国産化が決定した場合、当該機器等の維持、修理支援について当該会社で行う意志と能力を有する会社であること。

### (5) 手続

- ア 国産化手続 「航空機用機器等の国産化に関する業務実施要領について(通達)」による。

#### イ 提案者

- a 需給統制隊司令、木更津航空補給所長、各航空工作所長  
「国産化の方針」により国産化を適当とするものがあるとき。
- b 業者  
「国産化の方針」に該当すると需統隊司令等及び海幕技術部長が判断されるとき。
- c 製造請負会社

新規生産の航空機等に関連する製造会社が国産化を一括計画する場合。

- ウ 提案先 海幕技術部長を経て海幕長に申請する。
- エ 審査・検討 国産化に関する業務実施要領の通達に定める基準に従い海幕技術部長が行う。
- オ 決裁者 海幕技術部長
- カ 発簡者 海幕長
- キ 通知者 業者及び製造請負会社並びに調本長には海幕長が通知する。  
需統隊司令等には海幕技術部長が通知する。